**給与支払報告書の作成と提出について（お願い）**

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

給与支払報告書の提出につきまして、次の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

**１．提出上の注意点**

◇提出枚数の変更

**令和５年１月以降に市区町村に提出される給与支払報告書は２枚から１枚に変更になりました。**

◇提出期限　　　　令和 ６年 １月 ３１日 （水）

給与支払報告書の提出義務は地方税法第３１７条の６により上記のとおり定められていますが、**整理の都合上、１月１５日（月）頃までの提出にご協力いただきますようお願いいたします。**

◇山口市に提出する対象となる受給者

**令和５年中に給与の支払いがあり、令和６年１月１日に山口市に居住していた方が対象です。**

・山口市以外の市町村に居住していた方は、該当市町村に直接提出してください。

・山口市で住民票が確認できない方について、後日調査文書をお送りすることがあります。

・廃業・休業等により山口市へ提出する対象者がいない場合は、山口市役所市民税課市民税担当

（０８３－９３４－２７３５）までご連絡ください。

次に該当する方も提出をお願いします

・アルバイト、パートの方 　 ・年末調整を受けていない方

・確定申告をする予定の方 　 ・中途退職の方（※）

※中途退職の方については、支払金額が３０万円以下の場合は提出しないこともできますが、山口市におきましてはすべての方の提出にご協力をお願いしています。また、提出の際は退職されたときの居住地の市町村へ提出してください。

◇提出するもの

➊

一束にして提出ください。

➌

①給与支払報告書（総括表）

②給与支払報告書（個人別明細書）

③特別徴収仕切紙

④普通徴収への切替理由書

⑤番号制度（マイナンバー）に係る書類（個人事業主の方のみ）

➋

➍

➋

※山口市が送付した①総括表、③特別徴収仕切紙、④普通徴収への切替理由書は、左上の00、01、02という部分に汚損・破損等がないようにご協力をお願いします。

1. 給与支払報告書（総括表）

　　・お送りした総括表を、**必ず表紙として使用**してください。税理士事務所等を経由して提出される場合は、同封の給与支払報告書（総括表）と仕切紙等をお渡しください。

　　・**特別徴収及び普通徴収の人数を忘れずにご記入ください。**記入がない場合や給与支払報告書（個人別明細書）との人数が一致しない場合は、特別徴収の対象者として通知させていただくことがあります。

　　・何らかのご事情で、同封した山口市の総括表以外のものを使用される場合は、**必ず指定番号と特別徴収及び普通徴収の人数を該当箇所にご記入ください。**

②給与支払報告書（個人別明細書）

　　・３枚複写のうち、市区町村提出用の１枚を提出してください。用紙（給与支払報告書と源泉徴収票）をお持ちでない場合は、税務署にお問合せください。

③特別徴収仕切紙

 　・特別徴収対象者の給与支払報告書（個人別明細書）の上に重ねて提出してください。

④普通徴収への切替理由書

・普通徴収対象者がいる場合は、該当する普通徴収への切替理由の箇所に対象人数を記載し、普通徴収対象者の給与支払報告書（個人別明細書）の上に重ねて提出してください。提出がない場合、または、該当する理由がない場合は、原則として特別徴収の対象者となります。

⑤番号制度（マイナンバー）に係る書類

　　**個人事業主の方**につきましては、本人確認（事業主の方の番号確認・身元確認）の書類を毎年提出していただくようお願いしています。

|  |  |
| --- | --- |
| マイナンバーカードをお持ちの方 | マイナンバーカードをお持ちでない方 |
| マイナンバーカードの表面と裏面の写し | ①番号確認書類(通知カードの写し、住民票の写し等マイナンバーを確認できる書類)＋②身元確認書類(運転免許証の写し、パスポートの写し等) |

**２．給与支払報告書の提出後の異動について**

　１月１日現在在職により特別徴収（給与天引き）の対象者として給与支払報告書を山口市に提出した受給者が、その後退職・休職・転勤等の理由で、**令和６年度の市・県民税を特別徴収できなくなった場合は、その都度「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です**。

異動届出書の提出が遅れると、特別徴収税額通知に退職された方が記載されたり、普通徴収への切替が遅れるなど、受給者にご迷惑をおかけすることとなりますのでご注意ください。

 ※届出書の様式は当初の通知に同封の冊子「特別徴収のしおり」にあります。不足する場合は、コピーしてご使用ください。山口市のホームページにも掲載しています。

トップページ＞組織で探す＞市民税課＞個人市民税（事業所・個人事業主）＞個人市・県民税の特別徴収について

**３．特別徴収義務者の令和６年度税額通知書について**

令和６年度特別徴収税額通知書は**令和６年５月上旬**に発送を予定しています。通知書が届かない場合はご連絡ください。

**４．外国人の方が退職し出国する場合の市・県民税について**

外国人従業員が退職後に出国した場合、出国後の市・県民税の納税が困難となりますので、納税管理人（納税義務者の代わりに納税の管理を行う方）の届出の周知と特別徴収分の市・県民税の一括徴収にご協力ください。

**提出先・問い合わせ先**　：　**山口市役所　市民税課　市民税担当**

〒753－8650　山口市亀山町２番１号（山口総合支所１階）／　TEL　083－934－2735（直通）